

| | |
|-------------------|---|
| ご利用 いただける方 | <p>以下の全ての条件を満たす方にご利用いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日本に居住していない方で、以下の全ての条件を満たす方。 <ul style="list-style-type: none"> -中華民国（台湾）旅券をお持ちの方。 -台湾に居住している方。 -適用のある税法上、台湾の居住者であり、他の国・地域における居住者に該当しない方で、収入に関する公的証明書が提出できる方。 ●申込時年齢が満20歳以上の方で、完済時の年齢が満75歳以下の方。 ●前年度公的年収証明記載の年収が1,000万円以上、または純資産が3,000万円以上の方。 ※純資産とは日本および台湾の金融資産、日本の所有不動産から購入のための負債を控除した金額。 ※当行所定のお申し込み時点の為替レートによる円換算額。 ●ご契約時に東京スター銀行本店にご来店いただける方。 ●投資用不動産を購入・建築およびお借り換えの場合、家賃の振込先を当行のお客さま名義の返済用口座にご指定いただける方。 ●その他、当行所定の審査基準を満たしている方。 |
| | 1. 日本国における投資用不動産の購入・建築およびお借り換えに関する下記のお使いみち。 ●新築および中古マンション（一棟または区分所有） ●新築および中古アパート（一棟） ●新築および中古商業ビル一棟または店舗（区分）または事務所（区分） ●新築および中古戸建住宅 |
| | 2. 日本国におけるセカンドハウスまたはご家族が居住するために取得する住宅の購入・建築およびお借り換えに関する下記のお使いみち。 ●新築および中古マンション ●新築および中古住宅 |
| | ※対象地域：原則、東京都（23区・武蔵野市・三鷹市・調布市・小金井市・国分寺市・国立市・立川市）、神奈川県（横浜市・川崎市）、大阪府大阪市、愛知県名古屋市、京都府京都市、兵庫県神戸市、福岡県福岡市、熊本県（菊陽町・合志市・大津町・熊本市東区・北区・中央区）。 （一部お取り扱いできない地域があります。） |
| | ※土地購入資金のためのご融資、建物建築の中間金お支払いのためのご融資にはご利用いただけません。 ※共有名義物件のお取り扱いはできません。 |
| ご融資金額 | 2,000万円以上（10万円単位）※年収や当行担保評価等により制限される場合があります。 |
| ご融資期間 | 1年以上25年以内（1年単位）※ご融資対象となる物件により制限される場合があります。 |
| お借り入れ金利 | <ul style="list-style-type: none"> ●変動金利型 ●金利は、当行所定の短期プライムレートを基準金利とし、基準金利に一定の金利を加えた金利となります。 金利= 基準金利 + 一定の金利 ●金利は、毎年4月1日および10月1日を基準日として変更されます。金利が変更された場合には、4月1日を基準日とするものにあってはその年の7月から12月の各返済日に支払われる利息について、10月1日を基準日とするものにあっては翌年の1月から6月の各返済日に支払われる利息について、それぞれ適用されます。 ●金利の上昇により、ご返済額を上回る利息（「未払利息」といいます。）が発生した場合の利息の支払いは翌月以降に繰延べられます。詳細は別紙『「変動金利型」および「毎月返済」のしくみについて』にてご確認ください。 |
| ご返済方法 | <ul style="list-style-type: none"> ●元利均等月賦返済です。（ボーナス返済はできません）毎回の元利金返済額は、ローン実行後5回目に到来する10月1日を基準日として見直します。以降、5年毎に5年目の10月1日を基準日とし、元利金返済額を見直します。当該基準日の3ヵ月後の応当日以降最初に到来する返済日から、見直し・改定後の元利金返済額による返済が開始されます。5年毎に元利金返済額が見直されるまでの間、利率の変動があっても、元利金返済額は見直されず、元金と利息の内訳が変更されます。 ●新しい元利金返済額は、当行所定の方式により計算されますが、新しい元利金返済額は直前の元利金返済額の1.25倍を限度とします。 ●毎回のご返済は、返済用預金口座より自動引き落としさせていただきます。 |
| 返済日 | 毎月26日（ただし、当日が銀行休業日の場合は翌銀行営業日） |
| 担保 | <ul style="list-style-type: none"> ●ご融資対象となる物件に当行を第一順位とする抵当権を設定いただきます。 ●ご融資期間中は火災保険にご加入ください。当行を質権者とする第一順位の質権を設定いただきます。 |
| 責任財産限定特約 | 別に定める責任財産の範囲を超えて弁済を請求することはありません。詳細は別紙「補足説明書」にてご確認ください。 |
| 手数料 | <ul style="list-style-type: none"> ●お申し込みの際に、手数料はかかりません。 ●お借り入れの際に、お借り入れ金額に対して0.1%（免税）の事務手数料がかかります。 ※その他、登記費用、印紙税等の費用（実費）がかかります。 |
| 繰上返済手数料 | <ul style="list-style-type: none"> ●繰上返済をする場合には、以下の繰上返済手数料をお支払いいただきます。 一部繰上返済（1回につき） 20,000円（免税） 全額繰上返済（1件につき） 30,000円（免税） ●一部繰上返済ができる金額は、100万円以上とさせていただきます。 ●繰上返済できる日は、毎回の返済日のみとなります。繰上返済をご希望の場合は、繰上返済日の前月の返済日までに当行に通知いただきます。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ●お借入期間中、賃料収入の状況等に関する資料をご提供いただきます。（ご融資の対象となる物件が賃貸用物件の場合） ●返済額の試算および金利情報については下記専用デスクへお問い合わせください。 スター不動産投資ローン専用デスク 直通ダイヤル +81-3-3224-3838（日本時間/平日 9:00～17:00） |
| 当行が契約している指定紛争解決機関 | 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 |